

四国中央市スポーツ推進審議会傍聴要領

- 1 定員は、原則として5名（先着順）です。増減がある場合は、事前にお知らせします。
- 2 傍聴しようとする人は、受付簿に氏名、住所を記入してください。
- 3 次に該当する人は、傍聴できません。
 - (1)銃器、刃物その他危険な物を所持している。
 - (2)酒気を帯びている。
 - (3)張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している。
 - (4)笛、太鼓その他の楽器の類を携帯している。
 - (5)その他、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを携帯している。
- 4 傍聴者する人は、次の事項を必ず守ってください。
 - (1)静粛にし、会議における言動に対して拍手その他の方法で、賛否の意思表示をしない。
 - (2)騒ぎ立てない。
 - (3)示威的行為（威力を示す行為）をしない。
 - (4)飲食、喫煙をしない。
 - (5)前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、または会議の妨げとなるような行為はしない。
- 5 写真、ビデオ等による撮影、または録音はできません。
- 6 会議の内容、過程により、非公開となることがあります。この場合は、速やかに退出してください。

【問合せ先】

〒799-0497

四国中央市三島宮川4丁目6番55号

四国中央市教育委員会 文化・スポーツ振興課

TEL:0896-28-6043